

現場担当者の悩みどころを知りぬいた
著者ならではの厳選50項目！

判断に迷ったら読む

自治体の債権管理 50の疑問からわかる 解決の糸口

青田悟朗 著 前川拓郎 監修

債権管理・回収担当者が
共通して抱える問題を
解く糸口が **この本に!**

第一法規

判断に迷ったら読む

自治体の債権管理 50の疑問からわかる 解決の糸口

青田悟朗 著 前川拓郎 監修

A5判・352頁 定価：本体2,700円+税

- ◆自治体の債権管理上で判断に迷う50の事例を読み切り形式で取り上げ、問題の所在を明らかにし、法令、学説、判例などに照らして参考にすべき根拠を示すことで、問題解決の糸口がつかめる実務書。
- ◆見解がわかる悩ましい事例に直面した債権管理担当者が解決の糸口をつかめる。

issue
24

債権管理条例のあり方

☞ 債権放棄の規定範囲

▶債権管理条例の規定の仕方

自治体の債権管理に関して条例を制定しているところが多いが、規定の仕方はおおむね二つに分類できる。

一つは私債権の債権放棄を中心として規定するもの、一つは私債権の債権放棄に加えて、債権管理の方法を自治法施行令に倣って引き写したものが多く、本来的には財務事務は画一的なことから、法律ないし施行令、規則で一律に規定されることがふさわしく、条例は法令に規定されていない事項を定めることが必要であろう。

「債権管理条例を制定する目的はどこにあるのかが議論されることがあるが、債権管理に当たって、債権の発生から消滅に至るまできめ細かな配慮や対応を行っていることとするのであれば、債権放棄だけでなく、自治法、自治令が規定していない事項を規定するために制定すべき意味があらう」（『自治体法律NAVI VOL48』第一法規、本多教義、7頁。）」

また、自治体によって債権放棄の事由が様々であるのは、望ましいものではない。

債権放棄の対象は、権利行使として実効性のない、「財産価値のない」、「徴収見込みのない」債権といつてよいが、どのような債権がそのような評価に値するといえるのであろうか。

国の債権管理において権利行使の実効性のない債権は、「みなし消滅」（債権管理事務取扱規則30条各号）の扱いとして処理されるが、自治体の場合は議決事項（自治法96条1項10号）との兼合いで債権放棄の扱いを経て不納欠損することになる。しかし、このような権利行使の実効性のない債権として扱う事由は国と自治体で変わるものでもない。

issue24 債権管理条例のあり方

issue
25

自治体債権管理における情報の共有

☞ 税情報利用による債権管理・回収

▶税の守秘義務と国税徴収法による利用

自治体債権の未納解消に向けて一元管理を行う部署を設置する自治体があるが、滞納処分ができる強制徴収公債権と私債権を同じ部署で取り扱うことには守秘義務の点から疑問とする考えもあろう。

債権者は長一人であるとしても、債権によって適用される法律が違い、情報利用に制約があるのは致し方ない。

債権管理には公益性はあるが、税手続によって得た個人情報を私債権等に利用できるとする規定を条例に設けることができるのであろうか。

国税徴収法により照会、調査の権限を与えられた債権は、所管外であっても相互に情報入手し、共有することに問題はなく、滞納処分ができない債権は所管を同じくすることで情報共有ができ、地方公務員法34条の守秘義務に触れることもない。

市徴税吏員と他の自治体職員である府徴税吏員が滞納者の財産情報を共有することは、国税徴収法に基づく調査権の範囲とされ、違法性はないとされた（大阪地判平26・1・23判例自治302号52頁）。

税等の情報を私債権に利用するには本人同意があれば問題はないが（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項1号）、税情報はどうなる場合に利用できるのであろうか。

税の守秘義務は、税務職員が知り得た納税者や第三者の秘密を保護することにより、真実の開示を担保して申告納税制度の下でその税務行政の適正な執行



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

contents

issue 1 ▶ 債権管理に関する裁判例の傾向	issue26 ▶ 破産における契約の継続
issue 2 ▶ 公の施設の使用料	issue27 ▶ 破産免責債権と時効
issue 3 ▶ 手数料の性質	issue28 ▶ 日常家事債務
issue 4 ▶ 延長保育料, 学童育成料, 病児保育料	issue29 ▶ 過料の額と遡及期間
issue 5 ▶ 督促の効力と要件	issue30 ▶ 照会の根拠
issue 6 ▶ 督促手数料の徴収の可否	issue31 ▶ 誤払いによる返還金の考え方
issue 7 ▶ 延滞金と遅延損害金	issue32 ▶ 生活保護費返還金の扱い
issue 8 ▶ 催告による時効中断	issue33 ▶ 国民健康保険法65条の意味
issue 9 ▶ 国税徴収法, 地方税の例	issue34 ▶ 国民健康保険資格喪失による返還金の時効
issue10 ▶ 分担金の考え方	issue35 ▶ 補助金の性質
issue11 ▶ 民事訴訟による回収の是非	issue36 ▶ 時効の起算点
issue12 ▶ 訴訟当事者	issue37 ▶ 納付義務者と預金口座名義人
issue13 ▶ 徴税吏員	issue38 ▶ 端数処理及び計算方法
issue14 ▶ 民法改正による時効の扱い	issue39 ▶ 送達の要件
issue15 ▶ 時効の援用と債権管理	issue40 ▶ 議決の時期
issue16 ▶ 一部納付と時効の援用	issue41 ▶ 将来債権の差押え
issue17 ▶ 時効の援用と援用権の喪失	issue42 ▶ 水道料金の減免の処分性
issue18 ▶ 履行延期特約と分割納付誓約	issue43 ▶ 徴収委託の対象
issue19 ▶ 執行停止と徴収停止	issue44 ▶ 交付要求と督促
issue20 ▶ 少額債権	issue45 ▶ 公営住宅入居保証金(敷金)と通常損耗の負担
issue21 ▶ 限定承認と相続放棄	issue46 ▶ 保証人の保証限度額
issue22 ▶ 連帯債務と連帯保証	issue47 ▶ 保証債務と債権放棄
issue23 ▶ 連帯債務と不真正連帯債務	issue48 ▶ 相殺と充当
issue24 ▶ 債権管理条例のあり方	issue49 ▶ 法人格の同一性
issue25 ▶ 自治体債権管理における情報の共有	issue50 ▶ 税等公課と私債権

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

